

現職教育資料

	はじめに……………	1
^	1 著作権とは……………	1
450	2 著作権の権利制限……………	2
v	3 その他の配慮すべき事項……………	3
	おわりに……………	4

学校における著作権の保護

はじめに

1948年12月10日第3回国連総会で採択された「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)の第27条第2項に「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。」とあるように、著作権はすべての人がもつことのできる権利です。しかしながら、学校現場においては、悪気はないのですが、著作権を侵害している場合もあることも事実です。

権利に対する意識を高める立場の学校関係者が、それを侵害することのないよう、本資料では「著作権」の概要を説明するとともに、学校現場において特に配慮すべき事項を取り上げ、著作権の保護に資することとします。

1 著作権とは

(1) 著作権を守ることの意義

著作権法第一条には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」とあるように、著作権を守るということは、「人権を守る」ことにつながり、加えて「文化の発展に寄与」するというねらいもあります。

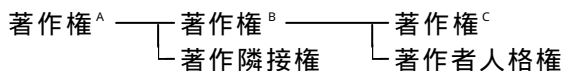
せっかく作った作品を勝手に他の人に使われるようなことがあっては、創作意欲もなくなるということは、誰にもわかることです。

著作権を無視して勝手に利用することは、違法であるということを強く認識することが大切です。

(2) 著作権の種類

著作権とは、何かお金をもらうためのものとしてとらえている人がいますが、それだけではありません。

「著作権」といわれるものの中には、次の3種類があります。



一般的に使われる「著作権^A」の中には、実際に何かを作った人がもつ「著作権^B」以外に、それを演奏したりする人がもつ「著作隣接権」というものもあります。これは、歌謡曲などの作詞・作曲家と歌手で考えればわかりやすいでしょう。

さらに、「著作権^B」の中には、いわゆる財産を守

るための「著作権^C」以外に、人格、言い換えれば感情を守る「著作人格権」というものもあります。

だれでも、自分の作品を勝手に公表されたり、書き換えられたりするのは気分が悪いはずですが、これらをされない権利が「著作人格権」です。

このように「著作権」はいろいろな意味をもつので、使う際にはその意味を確認しておく必要があります。

(3) 著作権^Bで守られているもの

まず対象は「著作物」と呼ばれています。これは著作権法で次のように規定されています。

「思想または感情を創作的に表現したものであつて、
 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」
 (著作権法 第2条第1項第1号)

例えば、栃木県の総面積は6408.28km² であるというデータは ではないので著作物とはなりませんし、他の人の著作物を模倣したものや、「今日はクリスマスだ」という単なる事実は ではないので著作物とはなりません。

新しいものでも単なる考え(アイデア)の段階では ではないので著作物にはなりません。ただし、新しい考えを説明した文章や図は著作物となります。また、電気製品などは ではないので著作物とはなりません。

また、守られる人は一般には「著作者」と呼ばれる人で、これは、「著作物を創作した人」(第2条第1項第2号)と定義されています。ですから、小学生でも、絵や作文など著作物を創作すれば著作者となります。

そして、著作者は「著作者に無断で、『公表しない』『氏名の表示を変えない』『改変しない』『複製しない』『公衆に伝達しない』『二次的著作物を創作(翻訳・編曲・映画化等)しない』ということから守られることとなります。もちろん、状況などによって例外はありますが、基本的にはこれらのことはしてはいけないのだということを理解しておきましょう。

Q1 児童が国語の授業中に書いた作文が優れていた
 ので、教師が一部手直しして学校だよりに掲載することになりました。授業中に書いた作品ですし、児童にとっても名誉なことですから、本人の承諾は得ませんでしたが、問題とはなりませんか。

A たとえ授業中に書いたものであっても、その作文の著作者は児童ですから、教師が手直した(無断で改変しない。)、学校だよりに掲載した(無断で公表しない。無断で複製しない。)ということで、著作権の侵害となります。

約をしていないのであれば、講師に無断で録音すること自体が著作権の侵害となります。(無断で複製しない。)

また、文章化して配布することも同様です。(無断で公衆に伝達しない)

広報誌に載せる予定があれば、事前に講師の承諾を得ておく必要があります。

(4) 著作権^Bの発生とその期間

日本では著作物を創作した時に自動的に著作権^Bが発生することとなっています。なんの申請もする必要はありません。

また、著作権^Cの保護期間は、原則として著作物の創作のときから、著作者の死後50年後まで(著作権法第51条)となっています。一方、著作隣接権の保護期間は、実演などが行われたときから始まり、その翌年から起算して50年間(著作権法第101条)とされています。

ですから、亡くなられて51年以上たった方が作曲した曲は、自由に演奏することができますが、その曲を昨年度演奏した人のCDは自由に複製したりしてはならないということになります。

(5) 著作権^Cの譲渡

著作権^Cは、売買契約などによって譲渡することは可能です。「複製権」のみといった譲渡の方法もあります。

このような場合、「著作権をもつ人」と「著作者」が異なりますので、これらの人を「著作権者」と呼んでいます。

なお、学校から第三者に校歌の作詞・作曲を依頼した場合、通常では著作権は学校にあると思いますが、依頼する際に著作権^Cの譲渡について何の断りもなければ著作権^Cは作詞・作曲した人のものとなり、勝手に歌詞を印刷したりすることもできなくなるので注意が必要です。

また、たとえ、著作権^Cを譲渡されたとしても、著作人者格権は著作者に残るので、改変や公表などの可能性があれば契約に含めておく必要があります。

2 著作権^Aの権利制限

他の権利と競合する場合や公共の福祉の実現のために、著作権^Aが制限されることがあります。これを「権利制限」と呼んでいます。

学校などのように公共性が高い機関では、権利制限が認められる場合が多いのですが、それに慣れることなく、権利制限は特殊な場合に限られるものであるということを十分認識して対応することが大切です。

次に、主な権利制限の内容を説明しますが、具体的な状況によっては判断が難しい部分があります。その場合は、間違っても権利を侵害することのないようにすることを基本にしてください。

(1) 私的使用のための複製

テレビ番組を家庭で録画したり、購入した音楽CDをポータブルMDで聴くためにダビングするなど、個人が仕事以外の目的で使用したり、家族など限られた範囲内で利用したりする場合は、権利制限がされています。これを私的使用と呼んでいます。

ただし、複製しても品質が劣化しないデジタル方式による複製などは、著作権者への許諾申請や、補償金の支払いが必要になる場合もあります。(一般には、このような複製が可能な機械には、その価格の中に必要な経費が含まれています。)

また、学校で個人的に新聞記事などをコピーして保存しておくことは、著作者に経済的損害を与えているとはいえなくとも、仕事としての複製であり、私的使用とはなりませんので十分注意が必要です。

(2) 学校その他の教育機関における複製

ディベートの学習をするために生徒に新聞記事を複製し配布するなど、授業において利用する場合は権利制限がされています。よりよい授業を展開するためには非常にありがたい規程ですが、このようなことは、教育のために著作権者の権利を制限しているということを忘れないでください。当然と感じるようになると、必要以上の複製をしたりするようになってしまいます。

特に、この部分に関して誤解が見られるので詳細に説明します。著作権法第35条には、次のように記述されています。

学校 その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とす

Q2 ある美術作品を寄付されました。とても素晴らしいので、卒業アルバムにその写真を載せたいと思いますが問題はありますか。

A 寄付という事実は著作権^Cの譲渡になっているとは限りませんので、著作者に許諾を受ける必要があります。

校内だけでなくある雑誌社から画集を作るために撮影させてほしいといわれた場合でも、著作権者に無断で認めることはできないので注意が必要です。

Q3 PTA研修会として、ある講師の講演会を開きました。その内容をテープに録音し、文章にして広報誌に載せることは問題ないでしょうか。

A 講演料を払っていたとしても、そのお金は講演会で話すことに対するお金で、著作権^Cを譲り渡す契

る場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ここで示された言葉は次のように解釈されます。

学校

小・中・高等学校・大学・高専・専修学校・各種学校など

その他の教育機関

非営利の組織的・継続的教育機能を営む教育機関で、公民館などの社会教育施設、教育センター等の教員研修施設や職業訓練施設など。

営利目的の塾や会社の研修施設、組織的でない夏季大学講座、継続的でない教育研究会の研修などは含まれません。

教育を担任する者

実際に授業を行う者

教育委員会が学校に配布するためにテレビ番組を録画したり、実際に授業を行わない校長先生が生徒への配布用に新聞をコピーすることはできません。

授業の過程

特別活動である運動会などの学校行事、必修のクラブ活動などは含まれます。ただし、課外の部活動などは含まれません。

また、実際に複製をした人が、その授業の過程で使用するために複製するのですから、他の人が複製したものを利用することはできません。必要と認められる限度

授業の目的から考えて必要と認められる範囲ということです。ここには複製の量（必要以上の枚数を複製しない）及び範囲（必要ない部分まで複製しない）が含まれます。

また、複製したものを必要以上の期間保存したり、ライブラリー化したりすることは認められません。

種類

美術や音楽関係の著作物を、生徒に鑑賞させるためにカラーコピーをしたりテープにダビングすることなどは、著作権者の利益を不当に害することとなります。

用途

もともと授業での利用を目的に作成されている問題集やテスト、教育用ソフトウェア、教育用ビデオなどを複製して使用させることなどは、著作権者の利益を不当に害することとなります。部数

必要以上の数を複製することなどは、著作権者の利益を不当に害することとなります。

態様

複製したものを製本し、長期保存に耐えられ

るものとするなど、著作権者の利益を不当に害することとなります。

学校において著作物を利用する場合、上記の事項に当てはまるのか、十分に確認してください。

(3) 営利を目的としない上演等

学校祭で合奏部が演奏会を開いたりする場合など、すでに公表されている著作物を、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けず、さらに、実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われない場合は、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができます。

つまり、プロの演奏家であったとしても、営利を目的とせず、観客から料金をとらず、出演者も報酬を受けない場合は、著作者に無断で演奏できますが、吹奏楽部が例年無料で開いている定期演奏会において、本年度は水害の被害を受けた方々に寄付を送るために、入場料をとることにしたとすると、著作者に無断で演奏することはできないということです。

募金のための演奏会のような場合は、きちんと著作者に会の意図を説明し、無料利用の許可をお願いするとよいでしょう。

(4) その他

(1)から(3)以外で権利が制限されるものとしては、「引用」「教科書への掲載」「入学試験などの試験問題としての複製」などがありますが、詳細については参考資料等で確認してください。

なお、たとえ、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。著作者に対する礼儀として、教育等のために権利が制限されることを容認していただいていることを認識し、複製した場合には必ず誰のどのような著作物から複製したのかを明記しておくことが大切です。

3 その他の配慮すべき事項

(1) インターネットの利用

最近、授業においてインターネット等が活用されることも多いようです。そして、Webページ等は、最初から公表を前提としているものなので、そこに掲載されている情報の複製は自由であるかのような誤解をして授業を展開している例もみられます。しかしながら、Webページ全体も、そこに掲載されている文章や写真なども著作物であり、許諾なしに利用することは基本的には認められません。

特に、Webページを作成する場合、サーバー機にアップロード（upload：自分のコンピュータに保存されている情報を、遠隔地のコンピュータに移す）した段階で（他の人がまだ閲覧していない状態でも）、公衆に伝達したこととなります。

また、Webページを閲覧する際の配慮事項は、個人的な利用と仕事での利用で異なります。さらに、仕事での利用の中にも、「学校における授業」とそれ以外の場合で権利制限の可否が異なりますので、次の表を参考に注意して利用してください。

Webページの利用の可否(週刊教育資料 No.712 pp.16~18より作成)

場 面	児童生徒の学習	教師の教材作成等	教師の授業以外
パソコン本体にダウンロードする	私的使用のための複製	学校その他の教育機関における複製	Webページの性格上認められていると判断される。
フロッピディスク・ハードディスクに保存する	私的使用のための複製	学校その他の教育機関における複製	x
サーバー機等に保存して、校内LANで共有する	x		
ディスプレイ等を通して、自分が見る	著作権の対象外		
ディスプレイ等を使って無料で公衆や学習者等に見せる	営利を目的としない上演等		
プリンタでプリントアウトする	私的使用のための複製	学校その他の教育機関における複製	x
プリントアウトしたものをコピーして配布する	私的使用のための複製 (学習グループ等の少人数の場合)	学校その他の教育機関における複製	x
プリントアウトしたものをコピーして、公衆に配布する	x		

なお、インターネットを経由したテレビ会議のように、1対1の情報の送受信の場合は、私的利用として考えることができます。

(2) コンピュータのソフトウェアの場合

一般的には、一つのソフトウェアは一台のコンピュータにしかインストールすることはできません。

個人的に複数のコンピュータを所有している場合も、台数分ソフトウェアを購入する必要があります。

ただし、同一人物しか使用しないという条件を加えて、複数のコンピュータにインストールを認めている場合もありますので、インストールの際に表示される「使用許諾契約書」を十分に確認しましょう。

(3) 漫画などのキャラクターの扱い

運動会や文化祭等で児童生徒が描いた漫画のキャラクター等が使用されている場合、その絵を描いたのは児童生徒ですが、漫画の登場人物の人格ともいうべき概念を含むキャラクターは、もとの漫画の著作権をとおして保護されていると判断されます。そのため、著作権者の許諾なしに私的利用の範囲を超えて利用することはできません。

また、図画・工作、美術の作品の中にキャラクター等が使われる場合、それを児童生徒の「創作物」としてコンクールや出版物などに応募したり発表したりすることは著作権の侵害になる場合もあります。

(4) 著作権の許諾の取り方

これまで述べてきたことから、著作権に配慮すると、著作物がまったく使えなくなると考える方がいるかもしれませんが、そうではありません。正式な手続きをとり、著作者等の許諾を得ればよいのです。

一般には、許諾を得る場合、次のような内容を記入した申請書を著作者に提出することとなります。

新聞記事の例

- 1 利用記事 2001.12.02「 」(記事の見出し)
- 2 利用形態 研修会において説明資料として使用
- ア 目的 学校関係者に の重要性を周知
- イ 主催者 教育研究会
- ウ 開催日 平成 年 月 日
- エ 会場 市立 学校
- オ 参加者 名程度
- カ 参加費 無料

社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)のように、作詞家・作曲家等から著作権の管理を委託されている組織がある場合は、そちらで正式な書類が用意されています。また、このような団体の多くはWebページ等で手続きの方法を紹介していますので、そ

ちらで確認するとよいでしょう。

おわりに

教師が行っていることを、児童生徒は正しいことと考えてしまいます。教師自身が著作権に対し、しっかりと判断できるようになるとともに、授業における利用は、例外的な使用なのだということを児童生徒にきちんと説明するなどの配慮も必要です。

なお、本資料は著作権法(平成12年11月29日法律第131号)に基づき作成しました。今後著作権法が改正された場合は、注意事項などが変わることもありますので御承知ください。

〔参考資料〕

- ・市町村の仕事と著作権
社団法人 著作権情報センター H13.6
- ・改訂マルチメディア時代の著作権 岡本薫 著
財団法人全日本社会教育連合会 H12.1
- ・週刊教育資料 No712 H13.5

- お知らせ -

「現職教育資料」は、当面する教育課題の中から時宜を得た内容の資料を各教育機関の教職員に提供し現職教育の充実に資することを目的として編集・発行しております。

昭和25年11月発行の第1号から本450号まで印刷物として配布するとともに、第439号からは栃木県教育委員会義務教育課のホームページ上に全文を公開して参りましたが、昨今の情報化の進展に鑑み、来年度発行の451号からは印刷物での配布を取り止め、ホームページ上での配信のみに切り替えることといたしました。

今後とも、様々な教育課題にかかわる情報などを提供して参りたいと考えておりますので、なお一層の有効活用をお願いいたします。

栃木県教育委員会事務局義務教育課
URL <http://www.tochigi-c.ed.jp/gimu/>